

常総市販路拡大等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している中小企業者等の事業の継続及び発展を促進するとともに、市の産業の活性化を図ることを目的とし、中小企業者等が行う販路拡大等に資する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、常総市補助金等交付規則（平成17年水海道市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者その他これらに準ずるものとして市長が認める者をいう。
- (2) ふるさと納税返礼品 地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づく第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条第1号から第9号までのいずれかに該当するもののうち、本市の魅力の発信につながると市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業者等（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は事業を営む個人（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 持続化給付金、事業再構築補助金その他これらに相当する国、県等の新型コロナウイルス感染症に関する支援を受けていること。
- (2) 市税、国民健康保険税その他市の使用料等を滞納していないこと。
- (3) 本事業を活用して開発又は改良された商品を常総市ふるさと納税返礼品として登録すること。
- (4) 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、

補助対象者が行う販路拡大等に係る事業のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 商品を新たに開発し、又は改良する事業
- (2) 既存の製品又はサービスを改良し、商品とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に係る経費のうち、別表に掲げる経費とする。

- 2 前項の場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）は、交付対象から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、常総市販路拡大等支援補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を適正に審査し、補助金の交付の可否を決定し、常総市販路拡大等支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は常総市販路拡大等支援補助金変更交付申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、変更の可否を決定し、常総市販路拡大等支援補助金変更交付決定（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、常総市販路拡大等支援補助金事業実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、常総市販路拡大等支援補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、常総市販路拡大等支援補助金請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、常総市販路拡大等支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者に常総市販路拡大等支援補助金返還通知書（様式第9号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第16条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。

（関係書類の保管）

第17条 交付決定者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、前項に規定する期間内において、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(報告の徴収)

第18条 市長は、補助金の交付に必要な限度において、交付決定者に対して、補助対象事業の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の内容
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材等の送付に係る送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、商品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のために使用する原材料費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費